

全日本学生アーチェリー連盟規約

全日本学生アーチェリー連盟

2012 年度改訂版

第1章 総則

第1条 本連盟は全日本学生アーチェリー連盟と称し、学生アーチェリー界の総括団体である。

第2条 本連盟は、アーチェリーを通じてわが国の学生の親睦を図り、益々その道の健全なる発展に貢献し、且つ国際親睦にも寄与することを目的とする。

第3条 本連盟は、学生アーチェリー界のために存在し、その方向性は常に学生の望むべきものへと決定する。

第2章 組織

第4条 本連盟は学校教育に依る、大学・短期大学・及び高等専門学校をもって組織する。

以下の区分の8 地区学生アーチェリー連盟をもって組織することとする。

北海道：北海道

東北：青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県

関東：東京都・千葉県・埼玉県・群馬県・栃木県・茨城県・神奈川県・山梨県

東海：静岡県・愛知県・三重県・岐阜県

北信越：新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県

関西：京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県

中国・四国：岡山県・鳥取県・広島県・島根県・山口県・香川県・愛媛県・高知県・徳島県

九州：福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

第5条 本連盟における地区学生アーチェリー連盟（以下地区学連）は、加盟校3 校以上をもって結成される。

第6条 本連盟の本部を東京都渋谷区神南1 丁目1 番1 号 岸記念体育会館内 社団法人全日本アーチェリー連盟事務所内に置く。

第3章 事業

第7条 本連盟は目的達成のため、次の事業を行う。

1. 学生アーチェリー競技の総括団体として、社団法人全日本アーチェリー連盟に加盟する
2. 学生アーチェリー競技の競技会の開催
3. 学生アーチェリー競技の競技力向上に伴う、開発・研究
4. 学生アーチェリー競技に関する普及及び指導
5. 学生アーチェリー競技に関する審判員の養成
6. 学生アーチェリー競技に関する国際親善交流
7. 本連盟が主催する大会の競技規則の制定
8. その他、本連盟の目的達成のために必要な事業

第4章 役員

第8条 本連盟は次の役員で構成される。

1. 会長
2. 副会長
3. 参与
 - (1) 全日本アーチェリー連盟選出理事
 - (2) 監事
4. 学生役員
 - (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 総務委員長
 - (4) 総務副委員長
 - (5) 財務委員長
 - (6) 財務副委員長
 - (7) 競技委員長
 - (8) 競技副委員長
 - (9) 記録委員長
 - (10) 記録副委員長
 - (11) 渉外委員長
 - (12) 渉外副委員長
 - (13) 実行委員長
 - (14) 実行副委員長
 - (15) 普及委員長

(16) 普及副委員長

(17) その他、幹部会で必要と議決され、学生代表委員会で承認された役員

※但し、本連盟幹部会で必要と認められた場合、各役職を兼任することが出来るものとする。

第9条 すべての参与・役員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者であってはならない。

第10条 会長・副会長は、学生以外の被推薦者の中より学生代表委員会の承認を経て、これを選任する。ただし会長・副会長は現役大学アーチェリー部の構成役員（部長、監督、コーチ等）及び上部団体、下部団体の役員であってはならない。

第11条 監事は、学生以外の被推薦者の中より学生代表委員会でこれを選任する。ただし、監事は現役大学アーチェリー部の構成役員（部長、監督、コーチ等）であってはならない。

第12条 全日本アーチェリー連盟選出理事（以下全日ア連選出理事）は、学生以外の被推薦者の中より学生代表委員会でこれを選任する。他の参与職との兼任は可能とする。

第13条 学生役員は、本連盟員であることを要し、地区学連の役員を兼ねてはならない。

第14条 学生役員は、幹部会でこれを選出し、学生代表委員会の承認を得なければならない。

第15条 参与は、学生役員の活動を補助する。

第16条 会長は本連盟を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に有事の際にはこれを代理する。また、副会長職不在の場合、会長は副会長を兼ねることができる。

第17条 監事は、学生役員の業務執行を補助するため、次の項に規定する職務を行う。

1. 委員長の要請により、幹部会に出席する。
2. 学生役員の職務全般に関して、助言及び補助をする。
3. 学生役員の業務執行状況を監査する。
4. 財産状況又は業務執行状況について不正の事実を発見した場合は、速やかに幹部会に報告を行う。
5. 各自密に連絡を取り合い、職務を全うするよう努力する。
6. その他、学生役員の要請により、補助をする。

第18条 全日ア連選出理事は、全日本アーチェリー連盟の理事会及び総会に出席し、学生役員に代わり学生の意見を発言する。また、全日本アーチェリー連盟からの連絡事項があった場合は、速やかに学生役員に報告を行う。これらの

職務を全うするため、以下の項目を規定する。

1. 幹部会に出席し、学生役員の意見を把握する。
2. 第1項が不可能な場合は、議事録を元に学生役員と密に意見を交換する。
3. その他、本連盟の全日本アーチェリー連盟における立場を考え、常に最良の策をとるよう、学生役員に提案する。

第19条 委員長は本連盟の業務を総理する。また、委員長は全日本アーチェリー連盟理事会及び総会に出席し、全日ア連選出理事の補佐をする。

第20条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に有事の際にはこれを代理する。

第21条 総務委員長は総務委員会の業務を総理する。

第22条 総務副委員長は総務委員会の業務を遂行する。

第23条 財務委員長は財務委員会の業務を総理する。

第24条 財務副委員長は財務委員会の業務を遂行する。

第25条 競技委員長は競技委員会の業務を総理する。

第26条 競技副委員長は競技委員会の業務を遂行する。

第27条 記録委員長は記録委員会の業務を総理する。

第28条 記録副委員長は記録委員会の業務を遂行する。

第29条 渉外委員長は渉外委員会の業務を総理する。

第30条 渉外副委員長は渉外委員会の業務を遂行する。

第31条 実行委員長は実行委員会の業務を総理する。

第32条 会長及び副会長の任期は3年とする。但し、再選を妨げない。

第33条 監事の任期は3年とする。但し、再選を妨げない。

第34条 全日ア連選出理事の任期は3年とする。但し、再選を妨げない。

第35条 学生役員の任期は1年とする。

第36条 参与及び役員が、その任期の途中で活動の継続が困難となった場合、辞任願いの提出をもって幹部会に報告し、学生代表委員会の承認を得なければならない。

第37条 参与及び役員が本規約に規定された職務上の義務に違反するか、その他ふさわしくない行為があるとの発議があった場合、学生代表委員会の4分の3以上の議決により解任することが出来る。また、解任の発議は、学生役員・地区学連が行うことが出来る。

第38条 役員に欠員が生じた場合は、その状況に依り補充することが出来る。但し、補充した役員の任期は、前任者の残存期間とする。また、欠員が各委員長に生じた場合は、直ちに代理を置かなければならない。この場合の任期も、前任者の残存期間とする。

第5章 会議

第39条 本連盟の会議は以下の通りとする。

1 議決機関

- (1) 学生代表委員会
- 定例学生代表委員会
- 臨時学生代表委員会

2 議決・執行機関

- (1) 幹部会
- (2) 委員長会談
- (3) 総務委員会
- (4) 財務委員会
- (5) 競技委員会
- (6) 記録委員会
- (7) 渉外委員会
- (8) 実行委員会
- (9) 普及委員会
- (10) その他、幹部会で必要と議決され学生代表委員会で承認された委員会

3 諮問機関

- (1) 運営審議会

第40条 (学生代表委員会)

1. 学生代表委員会は、本連盟学生役員及び各地区学連委員長・副委員長によって構成される。
2. 学生代表委員会は、幹部会が召集する。
3. 定例学生代表委員会は、毎年度3回召集することを常例とする。
4. 臨時学生代表委員会は、以下の項に規定される、召集の請求もしくは発議があった場合、21日以内に幹部会により召集される。

(1) 幹部会が必要と認めた時

- (2) 各加盟団体の4分の1以上が会議に付議すべき事項を示し、召集を請求した時

(3) 第4章第37条の解任の発議がされた時

5. 学生代表委員会の召集は、開催される14日以上前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって、学生役員及び地区学連に通知しなければならない。但し、幹部会が緊急と認めた場合は、この限りではない。
6. 学生代表委員会の議長は、幹部会がこれを推薦し、学生代表委員会の承認を得ることを要する。

7. 学生代表委員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項の議決及び承認を行う。

- (1) 事業計画及び収支予算案
- (2) 事業報告及び収支決算報告
- (3) 役員改選
- (4) 規約改正
- (5) その他、本連盟の活動に関する重要事項で、幹部会又は地区学連から発議されたもの

8. 学生代表委員会は、各地区学連最低1名ずつの出席が得られなければ、会議を開き議決することが出来ない。但し、予め代理人の出席を書面を以って申請した場合はその出席及び議決権の所持を認める。当該議事について書面をもって予め意思表示をした者は出席者とみなす。

9. 学生代表委員会の議決権は、各地区学連1票を有し、本連盟学生役員はこれを有しない。

10. 学生代表委員会の議決は、この規約に定めるものを除き、地区学連の3分の2以上をもって行う。

11. 学生代表委員会の議事録は、総務副委員長が作成し、本連盟委員長及び2地区以上の委員長が署名捺印のうえ、委員長がこれを保存する。

12. 学生代表委員会の議事録は、作成後その写しを遅滞なく副委員長、参加及び地区学連に送付することとする。

第41条 (幹部会)

1. 幹部会は、本連盟学生役員及び全日ア連選出理事によって構成される。但し委員長からの要請があった場合は、これに監事を加える。

2. 幹部会は、本連盟の各委員会を総括する議決機関である。

3. 幹部会は、定例幹部会と臨時幹部会とし、委員長が召集する。

4. 定例幹部会は、毎年度3回召集することを常例とする。

5. 臨時幹部会は、学生役員の4分の1以上又は幹部会が会議に付議すべき事項を示し、召集の請求を行った場合、21日以内に委員長により召集される。

6. 幹部会の召集は、開催される7日以上前に会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって、学生役員及び全日ア連選出理事に通知しなければならない。但し、委員長が緊急と認められた場合は、この限りではない。

7. 幹部会の議長は、委員長とする。

8. 幹部会は、この規約に定めるもののほか、学生代表委員会の権限に属さない事項で、次の事項を議決し執行する。

- (1) 本連盟の主催する競技会の基本方針
- (2) 本連盟の主催する競技会の実施方法及びその他重要事項

(3) 学生代表委員会に発議すべき事項

(4) 各委員会の議題について

(5) その他、学生役員、各委員会、地区学連から発議された事項

9. 幹部会は、各委員会からの報告事項を審議し、承認する。

10. 幹部会は、事業計画及び事業報告を作成し、学生代表委員会の議決及び承認を得なければならない。

11. 幹部会は、学生役員の3分の2以上の出席が得られない場合、会議を開くことは出来るが、議決することは出来ない。但し、当該議事について書面をもって予め意思表示をした者は出席者とみなす。

12. 幹部会の議決権は、各学生役員1票を有する。

13. 幹部会の議決は、この規約に定めるものを除き、出席者の3分の2以上をもって行う。

14. 幹部会の議事録は、総務副委員長が作成し、委員長、副委員長、監事及び全日ア連選出理事がこれを保存する。

15. 幹部会の議事録は、作成後、地区学連から要請があった場合、速やかに送付するものとする。

第42条 (運営審議会)

1. 運営審議会は学生代表委員会の諮問機関である。

2. 運営審議会は全日本アーチェリー連盟会長・副会長・監事・学連が推薦した全日ア連選出理事、全日本学生アーチェリー連盟委員長及び各地区学生アーチェリー連盟が任命した者によって構成される。また必要に応じ、学生代表委員会の構成員が出席することも可能とする。

3. 運営審議会で各地区から任命される役員は、大学アーチェリー一部出身の卒業生または、それに準ずる者である。

4. 運営審議会は、会長・副会長・監事・全日本アーチェリー連盟理事候補者の推薦を行う。

5. 運営審議委員会の構成員は、全日本学生アーチェリー連盟主催事業・業務の補助を行う。

第43条 (委員会)

1. 委員会は、定例委員会及び臨時委員会とし、各委員長が召集する。

2. 定例委員会は、毎年度4回召集することを常例とする。但し、各委員長及び幹部会が必要でないと認めた場合は、この限りではない。

3. 臨時委員会は、以下の項に規定される召集の請求があった場合、21日以内に各委員長により召集される。

(1) 幹部会が必要と認めた時

(2) 地区学連役員の4分の1以上が会議に付議すべき事項を示し、召集を請求し

た時

4. 委員会の召集は、開催される14日以上前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって、学生役員及び地区学連に通知しなければならない。但し、各委員長が緊急と認められた場合は、この限りではない。

5. 委員会の議長は、各委員会の委員長とする。

6. 委員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項の議決及び執行を行う。但し、各委員長が緊急と認められた場合は、この限りではない。また、執行の際には、学生代表委員会及び幹部会に活動報告を行わなければならない。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 幹部会が認め、執行を許可した事項

7. 委員会は、各地区学連最低1名ずつの出席が得られなければ、会議を開き議決することが出来ない。但し、代理人の出席を認める。当該議事について書面をもって予め意思表示をした者は出席者とみなす。

8. 委員会の議決権は、各地区学連1票を有し、本連盟役員はこれを有しない。

9. 委員会の議決は、この規約に定めるものを除き、各地区学連の3分の2以上をもって行う。

10. 委員会の議事録は、各委員会の副委員長が作成し、議長及び2地区以上の代表者が署名捺印のうえ、各委員長がこれを保存する。

11. 委員会の議事録は、作成後その写しを遅滞なく本連盟委員長、副委員長に遅延なく送付する。また、地区学連又は参加から要請があった場合、速やかに送付するものとする。

第44条 (委員長会談)

1. 委員長会談は、本連盟委員長、副委員長及び各地区学連から選出された委員長、副委員長によって構成される。

2. 委員長会談は、本連盟の重要議決事項について議論し、全ての学生アーチエリー連盟の運営が円滑に行われるようにしなければならない。また、学生代表委員会及び幹部会から諮問された事項に対し、総合的答申及び提案をしなければならない。

第45条 (総務委員会)

1. 総務委員会は、本連盟総務委員長、総務副委員長及び各地区学連から選出された1名の専門委員によって構成される。

2. 総務副委員長は本連盟選出の1名と関東、関西を除く6地区より本連盟に派遣されている6名をもって構成される。後者に関しては、各地区において、次期三役となるべき人物を派遣する。

3. 総務委員会は、本連盟の事務処理及び国際親善交流に関する業務を担当し、本連盟の事業が円滑に行われるようにしなければならない。また、学生代表委

員会及び部会から諮問された事項に対し、専門的答申及び提案をしなければならない。

第46条（財務委員会）

1. 財務委員会は、本連盟財務委員長、財務副委員長及び各地区学連から選出された1名の専門委員によって構成される。

2. 財務委員会は、本連盟の会計事務を担当し、本連盟の事業が円滑に行われるようにしなければならない。また、学生代表委員会及び幹部会から諮問された事項に対し、専門的答申及び提案をしなければならない。

3. 財務委員会は、年度内に2回、学生代表委員会及び幹部会で会計報告を行わなければならない。

第47条（競技委員会）

1. 競技委員会は、本連盟競技委員長、競技副委員長及び各地区学連から選出された1名の専門委員によって構成される。

2. 競技委員会は、本連盟の競技に関する業務を担当し、本連盟の事業が円滑に行われるようにしなければならない。また、学生代表委員会及び幹部会から諮問された事項に対し、専門的答申及び提案をしなければならない。

第48条（記録委員会）

1. 記録委員会は、本連盟記録委員長、記録副委員長及び各地区学連から選出された1名の専門委員によって構成される。

2. 記録委員会は、本連盟主催競技会の記録整理、発表及び保存を担当し、本連盟の事業が円滑に行われるようにしなければならない。また、学生代表委員会及び幹部会から諮問された事項に対し、専門的答申及び提案をしなければならない。

3. 記録委員会は、本連盟の公式サイトを管理する。

第49条（渉外委員会）

1. 渉外委員会は、本連盟渉外委員長、渉外副委員長及び各地区学連から選出された1名の専門委員によって構成される。

2. 渉外委員会は、本連盟の渉外業務を担当し、本連盟の事業が円滑に行われるようにしなければならない。また、学生代表委員会及び幹部会から諮問された事項に対し、専門的答申及び提案をしなければならない。

第50条（実行委員会）

1. 実行委員会は、本連盟運営委員長、実行副委員長及び各地区学連から出された1名の専門委員によって構成される。

2. 実行委員会は、本連盟の試合における開閉会式及び放送業務を担当し、本連盟の事業が円滑に行われるようにしなければならない。また、学生代表委員会及び幹部会から諮問された事項に対し、専門的答申及び提案をしなければならない。

ならない。

第51条 (普及委員会)

1. 普及委員会は、本連盟普及委員長、普及副委員長及び各地区学連から選出された1名の専門委員によって構成される。
2. 普及委員会は、アーチェリーの普及に関する業務を担当し、本連盟の事業が円滑に行われるようにしなければならない。また、学生代表委員会及び幹部会から諮問された事項に対し、専門的答申及び提案をしなければならない。

第52条 (その他の専門委員会)

1. 本連盟の業務遂行のため必要がある場合は、学生代表委員会の議決に基づき専門委員会をおくことができる。
2. 専門委員会の別称、構成その他の細則に関しては、学生代表委員会の議決を経て別にこれを定める。

第6章 加盟及び脱退

第53条 (加盟)

本連盟に加盟しようとする、第2章第4条に定めた地区学生アーチェリー連盟及び連盟校は、委員長あてに書面をもって申し込み、学生代表委員会の承認を得ることで加盟される。

第54条 (加盟資格の喪失)

加盟団体は次の事由によって、その資格を失う。

1. 脱退の申し出があったとき
2. 加盟団体が解散した時
3. 除名された時

第55条 (除名)

加盟団体が本連盟の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をした場合、もしくは本連盟規約及び加盟団体としての義務に違反した場合は、学生代表委員会の議決を経てこれを除名する。除名の発議は、幹部会及び地区学連が行える。

第56条 (脱退)

地区学連が脱退しようとする時は、その理由を付した脱退願を学生代表委員会に提出し、承認を受けることを要する。

第7章 登録

第57条 本連盟への登録は毎年度地区学連を通して行うこととする。

第58条 本連盟に加盟する地区学連は、その連盟員全てを毎年度本連盟に登録しなければならない。

第59条 本連盟に登録する連盟員は全て(社)全日本アーチェリー連盟に登録す

るものとする。

第60条 本連盟への登録資格及び登録事務に関する細則は、総務委員会が別にこれを定め、公布・施行・改正については学生代表委員会の承認を得ることを要する。

第8章 懲罰

第61条 地区学連が本連盟規約及び地区学連としての義務に違反した場合は、幹部会の議決によりこれを懲罰する。懲罰の幹部会への発議は本連盟学生役員がこれを行う。また、これは地区学連に対する懲罰を規定するものであり、本連盟学生役員、参加及び連盟員に対する懲罰は、その都度幹部会において本連盟学生役員が発議及び議決し、執行するものとする。

第62条 懲罰は次の項に規定する。

1. 学生代表委員会における陳謝
2. 罰金の徴収
3. 一定期間の本連盟主催競技会出場停止
4. その他
5. 第2項、第3項及び第4項の詳細は、幹部会において議決する。

第9章 会計

第63条 本連盟の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

第64条 財務委員会は、会計簿を作成し常に会計状態を明らかにし、各事業の予算案及び決算報告を作成し、年度内に2回、学生代表委員会及び幹部会で報告しなければならない。また、本連盟の収支予算案及び収支決算報告書を作成し、学生代表委員会の承認を得なければならない。

第65条 本連盟は、会計状態を明らかにするため、監事による監査を行なうこととする。

監査は、年度内に2回行われ、会計監査報告書はその都度地区学連に報告することとする。

第66条 本連盟の経費は、次の収入をもってこれを充てる。

1. 加盟校連盟費及び個人加盟連盟費
2. 登録費
3. 寄付金
4. 広告協賛金
5. 全日本アーチェリー連盟交付金
6. 本連盟主催事業による収入
7. その他

第67条 加盟校連盟費及び登録費、その他本連盟が加盟団体及び連盟員から徴収する費用は、財務委員会の答申に基づき学生代表委員会で議決する。

第68条 本連盟の会計事務に関する細則は、財務委員会が別にこれを定め、学生代表委員会の承認を得なければならない。

第10章 規約改正

第69条 規約改正の発議は、幹部会及び地区学連が行うことができる。

第70条 規約改正は、学生代表委員会の3分の2以上の議決を要する。

第11章 付則

第71条 本連盟規約の施行についての細則は、学生代表委員会及び幹部会の議決を経て別に定める

第72条 本連盟規約は、2010年11月26日から施行する。